

経理部門の基本有用情報

今月の経理情報

今回のテーマ： インボイス制度導入まであと1年～準備状況の確認～

2023年10月1日の消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）導入まであと1年となりました。未対応事項は早めの準備が必要です。対応に時間がかかる主な事項はつぎのとおりです。

早めに準備しておきたいこと

確認事項	内容
適格請求書発行事業者の登録申請手続	<ul style="list-style-type: none"> ○課税事業者であっても適格請求書発行事業者になるためには登録申請が必要。 ○2023年10月1日から登録を受けるための申請期限は2023年3月31日まで。 ○申請書提出から番号通知までの所要時間は通知の受取方法によって異なる。 e-Tax…約2週間、書面…約1か月（2022年8月時点）
請求書等の記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ○現行の請求書（区分記載請求書）からの変更点はつぎのとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・記載事項…登録番号、税率ごとに区分した消費税額または適用税率が追加 ・消費税額の端数処理…一のインボイスにつき税率ごとに一回と決められた（端数処理は切り捨て、切り上げ、四捨五入などの任意の方法で行う） ○必要事項が記載されていれば、書類の様式や名称は問わない。 ○納品書と請求書の組み合わせなど、複数の書類全体で記載要件を満たしていれば、これらの書類もインボイスとして認められる。
登録番号の事前確認	<p>継続した取引がある相手先の登録番号確認を制度開始までに行っておきたい。事前確認は「自社の登録番号通知書と一緒に相手の登録番号の提供依頼書を送付する」などの方法が考えられる。なお、登録番号の立証責任はインボイスを受け取る仕入側にある。</p>
免税事業者対応	<p>個人事業主やフリーランスが多い業種は免税事業者の取引先が一定数存在するため、免税事業者に対して制度の周知、番号の登録有無、取引価格の交渉などのフォローが必要。免税事業者との交渉時は下請法や独禁法にも気を配ること。</p>
業務システムのインボイス対応状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ○会計システム…消費税区分マスタの更新を確認（免税事業者からの課税仕入れにかかる経過措置に対応する税区分の追加） ○販売管理システム…取引先マスタ、請求書作成機能の更新を確認（登録番号の管理機能付与、請求書フォーマット改修、消費税の端数処理方法の変更）
電子インボイスの保存	<p>電子インボイスは電子帳簿保存法（以下、電帳法）の電子取引データの保存要件に準じて保存する。2023年10月1日から電子インボイスを導入する場合、電子取引に関する宥恕措置（2023年末まで）の終了前に電帳法対応の準備を完了させる必要があるため、自社の電帳法対応の進捗状況を確認する。電帳法対応作業の前倒しや電子インボイス導入の後ろ倒しなども必要に応じて検討。</p>

お見逃しなく！

国税庁のインボイス制度ポータルサイトは、Q&Aや解説動画などのお役立ち情報が充実しています。

特集 インボイス制度：<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>